証券コード　6131
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田五丁目５番15号
浜井産業株式会社
取締役社長　武　藤　公　明

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. **日　　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都品川区西五反田五丁目５番15号
　当社本店２階会議室
3. **目的事項**
　報告事項
　1．第89期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2．第89期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　取締役４名選任の件
　第２号議案　監査役１名選任の件
　第３号議案　補欠監査役１名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日は当社では軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席ください。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hamai.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀による金融緩和の継続、ならびに円安を背景とした輸出の増加等により、企業業績にも改善がみられ、個人消費についても、雇用者所得の改善が支えとなり、緩やかな回復傾向が続く状況となりました。

ただ、景気の先行きにつきましては、原油安の影響が輸出産業にはプラスに働くものの、輸入産業にとっては、原材料の高騰による利益の下押し要因となりつつあり、海外経済においては、中国をはじめとする新興国経済の減速や欧州の債務国問題の再燃等、景気を下振れさせる不確定要因が生じており、不透明さが残る状況といえます。

このような経営環境の下、当社グループは、受注獲得、販路拡大に向けた営業力の強化やコスト削減を中心に、収益力の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は5,549百万円（前年同期比24.6%増）、営業利益は175百万円（前年同期は営業損失118百万円）、経常利益は119百万円（前年同期は経常損失153百万円）、当期純利益は137百万円（前年同期は当期純損失874百万円）となりました。

なお、セグメント別では、当社グループは、１工場で工作機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「工作機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

①ラップ盤

デジタル家電向の設備投資は、海外向半導体・水晶振動子加工用設備の需要は、堅調に推移し、国内の半導体・ＬＥＤ用サファイア基板加工用設備の新規投資は、これから本格化しつつあります。

また、スマートフォン関連部品加工用設備については、海外からの引き合いは増えておりますが、一部当連結会計年度に販売を予定していたものが、翌期に延びる等の要因があり、売上高は2,762百万円（前年同期比31.7%増）となりました。

②ホブ盤、フライス盤

ホブ盤では国内の釣具関連の加工用設備向と、海外においては中国の電動工具及び自動車関連の部品加工用設備向に需要があり、フライス盤では韓国への金型材料加工用設備向の販売が増加し、売上高は1,491百万円（前年同期比20.9%増）となりました。

③部品、歯車

光学ガラス、ＨＤＤ及び半導体加工用設備向の既納機械の稼働率が上昇し、消耗部品販売が増加したことから、売上高は1,295百万円（前年同期比15.3%増）となりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の業績をうけまして、誠に遺憾ながら、平成27年５月15日の取締役会決議により、見送りとさせていただくことになりました。

株主のみなさまには、ご迷惑をおかけしておりますが、全社一丸となって収益力の回復、財務体質の改善に努め、早期に配当を実施できますよう努力してまいりますので、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

次に機種別受注高及び売上高は下記のとおりであります。

機種別受注高及び売上高

機種	受注高	売上高
	千円	千円
ラップ盤	1,265,129	2,762,159
ホブ盤	1,153,663	1,009,465
フライス盤	690,960	482,260
部品	1,210,026	1,268,361
歯車	17,104	26,904
合計	4,336,882	5,549,149

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は54百万円であり、その主なものは、機械装置及び運搬具14百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達にむけ、平成26年９月に取引金融機関５行と総額2,000百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結いたしております。

なお、当事業年度末における借入実行残高は、1,950百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的に取り組むべき課題としては、以下のような課題であります。

①海外市場での受注獲得の拡大を目指し、販売体制及びサービス体制の拡充をはかる。

海外市場のうち、特に東南アジア市場において、国ごとの有力代理店と販売協力体制をしっかりと構築するだけでなく、製品のメンテナンス等のテクニカルサービスの提供についてもできるよう販売代理店網の構築を行っております。

②お客様のニーズに合わせた製品をすばやく提供できるよう製品ラインアップを拡充する。

新製品であります新型両頭フライス盤、自動車部品加工用のモジュール型ホブ盤等新製品のラインアップを拡充し、幅広いお客様のニーズに応えてまいります。

③戦略分野への人材投入と人材育成を絶え間なく継続して実施していく。

受注の多い海外市場を担当する海外営業部門への人材の積極投入と技術部門への人材の拡充は、継続して行い、受注活動の一層の強化と技術・技能（含むノウハウ）の伝承、若手の人材育成は、特に強力に推進してまいります。

④環境ＩＳＯの活動強化及びＣＳＲ活動の一層の充実をはかる。

環境ＩＳＯの活動を通じて、環境への負荷の軽減に取り組み、ＣＳＲ活動の充実へとつなげて、企業価値の向上を実現し、各ステークホルダーの満足を得られる企業を目指してまいります。

⑤継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度まで、３期連続の営業損失を計上しましたが、当連結会計年度においては、175,285千円の営業利益を計上し、黒字化を達成いたしました。

しかしながら、本格的な業績回復と黒字化した収益状況の継続性につい

ては、未だ十分に確認できる状況といえないことから、現時点では、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、当該状況を解消するために、以下の対応策を継続して実施してまいります。

１）収益性向上のための受注高及び売上高の確保

（ⅰ）海外市場への営業部員の集中投入、新規販売代理店の開拓・連携強化

従来から展開中の海外市場への国内営業部員の振り向け策は、受注の成約増として効果が上がってきており、今後は、さらに販売機種ごとに組成した特別拡販チームを追加投入し、受注獲得に結びつけてまいります。

海外の新規販売代理店についても、販売製品のメンテナンスサービスを含めた契約を締結する販売代理店の確保を目指し、特に東南アジア地区で開拓中です。

（ⅱ）新製品の投入による製品ラインアップの強化

当連結会計年度に新製品として開発した新型両頭フライス盤につきましては、主に海外の金属材料加工メーカーに好評で、受注は増加中であります。

また、富士機械製造株式会社との共同開発機であります新型モジュール型ホブ盤につきましても、平成28年３月期には、本格販売を始める予定です。

その他にも、自動車部品の歯車加工用に各顧客の仕様に合わせたホブ盤を開発し、販売を展開する予定であります。

（ⅲ）テクニカルサービス体制の一層の充実・強化

中国の上海現地法人のサービス要員を増強すると同時に、台湾及び東南アジア地区の主要な国々に修理・メンテナンス等のテクニカルサービスを含めた販売・テクニカルサービス代理店網を構築中であります。

これにより、海外市場での一層の販売拡大を目指してまいります。

２）財務体質の改善策の着実な実行の継続

（ⅰ）総経費の削減

販売拡大のための各種展示会の出展費用や販売代理店への支払手数料等は、営業経費としてやむを得ない支出として許容しておりますが、出張旅費や工場の製造経費のうち、不要不急のものは、電力料等の削減も含め、常時削減に努めております。

(ⅱ)製品ごとの売価の見直しと製品の購入部材の価格見直しについては、常時行っており、製品の適正価格の確保と原価の低減に積極的に取り組んでおります。

(ⅲ)モニタリング体制の励行

上記施策について、毎月、当社足利工場でのＰＤＣＡ会議を通じて、進捗状況のチェックを励行中です。

また、施策の見直しや徹底も同時に行っております。

資金面につきましては、平成26年９月に総額30億円のシンジケート・ローン契約を取引金融機関各行と締結済であり、十分な資金枠を確保できておりますので、資金面の懸念はありません。

しかしながら、これらの施策を現在鋭意実行中でありますが、継続的に黒字を計上し得る盤石な収益基盤の構築は、未だ途上といえます。

したがって、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第86期 (平成24年３月期)	第87期 (平成25年３月期)	第88期 (平成26年３月期)	第89期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
(千円) 受　　注　　高	―	―	7,692,250	4,336,882
(千円) 売　　上　　高	―	―	4,454,853	5,549,149
(千円) 当期純利益または 当期純損失(△)	―	―	△874,411	137,606
(円) １株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	―	―	△26.96	4.11
(千円) 総　　資　　産	―	―	7,944,511	9,066,186
(千円) 純　　資　　産	―	―	1,275,846	1,807,895

(注) 1. 「１株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は、第88期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区　　分	第86期 (平成24年３月期)	第87期 (平成25年３月期)	第88期 (平成26年３月期)	第89期 (当事業年度) (平成27年３月期)
(千円) 受　　注　　高	4,789,778	2,971,777	7,672,624	4,320,323
(千円) 売　　上　　高	5,180,668	3,118,556	4,435,227	5,532,590
(千円) 当期純利益または 当期純損失(△)	△150,083	△901,129	△863,207	116,166
(円) １株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△4.62	△27.78	△26.61	3.47
(千円) 総　　資　　産	8,515,510	7,595,015	7,961,855	9,051,662
(千円) 純　　資　　産	3,045,530	2,131,718	1,286,411	1,791,239

(注) 「１株当たり当期純利益または当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハマイエンジニアリング株式会社	10,000千円	100%	工作機械事業
哈邁机械商貿（上海）有限公司	50,000千円	80%	工作機械事業

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（ハマイエンジニアリング株式会社、哈邁机械商貿（上海）有限公司）の計３社で構成され、平面ラップ盤（以下ラップ盤）、ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機、マシニングセンタ、その他の工作機械の製造販売を行っております。

なお、事業分野においては、工作機械に関する単一の事業分野であり、主要な製品の用途及び販売先主要業種は、次のとおりであります。

中国上海の哈邁机械商貿（上海）有限公司は、中国市場において当社及び合弁相手の株式会社東京テクニカル社の製品販売と修理等のテクニカルサービス業務を行っております。

また、ハマイエンジニアリング株式会社は、従来、主に当社への人材派遣と当社製品のメンテナンスサービス等の請負業務を行っておりましたが、平成27年４月１日をもって、その業務を当社に移管しております。

機　種	用　途	販売先主要業種
ラ　ッ　プ　盤	精密研磨加工	ハードディスク基板・シリコンウエーハ・水晶振動子・ＬＥＤ向サファイア基板・液晶パネル等の製造業
ホ　　ブ　　盤	歯車切削加工	電動工具・釣具・小型モーター・自動車部品等の製造業
フ ラ イ ス 盤	鋼材等の加工	金型製造業
レ ン ズ 加 工 機	レンズ加工	デジタルカメラ・カメラ付携帯電話向等のレンズ製造業及び加工業
マシニングセンタ	金型加工・自動車等の部品加工	金型製造業、自動車部品加工業

(8) 主要な営業所及び工場等

①当社

名　　称	所在地
本　　社	東京都
東京営業部	東京都
東日本営業部	栃木県
大阪支店	大阪府
足利工場	栃木県

②子会社

会　　社　　名	所在地
ハマイエンジニアリング株式会社	東京都
哈邁机械商貿（上海）有限公司	中　国

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減数
145名(42名)	３名(２名)(増)

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員（１日８時間換算）であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減数	平　均　年　齢	平均勤続年数
129名	１名（減）	39.2歳	15.0年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	千円
株式会社みずほ銀行	2,350,838
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	644,588
株式会社足利銀行	532,630
株式会社商工組合中央金庫	473,610
株式会社三井住友銀行	330,000
株式会社りそな銀行	187,500
みずほ信託銀行株式会社	100,000
明治安田生命保険相互会社	10,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年４月１日付で、100％子会社のハマイエンジニアリング株式会社の業務につき、業務効率化の観点からその業務の引継ぎを実施し、ハマイエンジニアリング株式会社への業務の委託及びハマイエンジニアリング株式会社からの人材派遣の受入を解消いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　80,000,000株

(2) 発行済株式総数　　34,431,247株（自己株式192,753株を除く。）

(3) 株主数　　4,739名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
富士機械製造株式会社	3,209	9.32
明治機械株式会社	2,564	7.44
明治安田生命保険相互会社	2,460	7.14
ＪＦＥエンジニアリング株式会社	1,720	4.99
株式会社みずほ銀行	1,323	3.84
浜井産業取引先持株会	1,283	3.72
武藤公明	938	2.72
ファナック株式会社	750	2.17
武藤公志	469	1.36
株式会社ミツトヨ	427	1.24

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武藤公明	取締役社長（代表取締役）	哈邁机械商貿（上海）有限公司董事長
山畑喜義	取締役（管理担当兼経理部長）	
徳永正登	取締役（足利工場長）	
政木道夫	取締役	
野島忠幸	常勤監査役	
寒竹　昇	監査役	
湯澤一郎	監査役	
清川敬久	監査役	

（注）1. 平成26年６月27日開催の第88回定時株主総会において、新たに清川敬久氏が監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役政木道夫氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役野島忠幸氏、監査役寒竹　昇氏及び監査役湯澤一郎氏は、社外監査役であります。
なお、寒竹　昇氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役寒竹　昇氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　４名　46,656千円（うち社外　１名　2,400千円）
監査役　４名　15,451千円（うち社外　３名　12,721千円）

（注）上記のほか、第81回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役３名に対して2,340千円（社外取締役に対するものはありません。）あります。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	政 木 道 夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち、12回に出席し、主に弁護士としての知識・経験を踏まえた法的な観点から適宜・適切な発言を行っております。
監査役	野 島 忠 幸	当事業年度開催の取締役会13回のうち、13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち、15回に出席している他、その他の重要会議にも出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングすると同時に、監査上の観点からの発言を行っております。
監査役	寒 竹　　昇	当事業年度開催の取締役会13回のうち、12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち、14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	湯 澤 一 郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち、13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回のうち、15回に出席し、監査上の観点から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

（注）　書面決議による取締役会の回数は除いております。

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、社外監査役とは、締結しておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	18,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築を統括・推進し、内部監査役室が補佐・検証する体制としております。

この「基本方針」は、平成18年５月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改定を行っております。（最新改定：平成27年４月27日）

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・従業員を含めた行動規範として創業以来の経営理念を盛り込んだ「基本方針」があり、これの遵守を徹底することが極めて重要であると考えております。

取締役に関しては、「取締役会規則」が定められており、取締役会を毎月１回開催することを原則に、必要に応じ随時開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに、相互に業務執行を監督することにより、その適切な運営が確保されております。

加えて、必要に応じ、外部の法律等の専門家を起用して法令・定款違反行為を未然に防止する体制を構築しております。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、「監査役会規則」に則り監査役会の定める監査の方針及び分担にしたがい、各監査役の監査対象になっております。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正をはかる体制としております。

当社の「コンプライアンス基本規程」の遵守は当然ながら取締役も対象としており、これらの報告行為を義務化しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づき、適切かつ確実に保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

また、重要な意思決定経緯及び報告に関して、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」を制定し、実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１）当社は、業務執行に係る主要なリスクとして、「製造拠点」「製造物責任」「知的財産権の侵害」等のリスクを認識しており、その把握と管理については、個々の分掌担当部署にて責任を持って対応することとしております。

加えて、取締役会にての集中的検討ならびに内部監査室による指摘・改善指導等も推進しております。

また、日常の活動の中で対応できる課題については、当該部署の「業務計画」の項目に挙げ、ＰＤＣＡサイクルをもってリスクの減少に努めております。

２）経営危機につながる不測の事態が発生した場合には、「緊急対応規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、全社を挙げて対応する体制となっております。
④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
１）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月１回開催することを原則に、必要に応じ随時開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、「総合連絡会議」等での検討をふまえ、社長、主要役員ならびに担当役員による審議を経て、取締役会にて執行決定を行っております。
２）取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌ならびに権限規程」においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。
　また、年度ごとの「経営計画」の策定により経営目標の明確化をはかり、さらに各部の「業務計画」にブレークダウンして、ＰＤＣＡサイクルをもって、推進しております。
⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
１）コンプライアンス体制の基礎として、創業以来の経営理念をあらわした「基本方針」ならびに「コンプライアンス基本規程」を制定しております。
　なお、必要に応じ、コンプライアンスの研修は、ビデオ等を使い繰り返し実施しております。
２）内部監査部門として、執行部門から独立した「内部監査室」を設置しており、コンプライアンス体制の整備・維持、ならびに評価を行うこととしております。
　また、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用しております。
３）取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとしております。
　同様の運用を執行役員も執行役員会に対して行っております。
４）法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室を情報受領者とする「内部通報規程」を制定しており、その運用について漸次、定着をはかっていくものであります。

５）監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるとしております。
⑥当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、連結対象子会社の業務の適正を確保する体制として、グループ全体を統括する「関係会社管理規程」に基づき、子会社規程の適用、当社諸規程の準用ならびに業務委託契約締結等により、取締役等の職務執行の報告体制、損失の危険の管理体制、職務執行の効率性確保、法令・定款遵守の体制を当社と同等の管理・運用により、実施することとしております。
⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は監査役専属の使用人を配置しておらず、それに係る規程類も制定しておりませんが、監査役からの要請がある場合、すべての部署の担当者が対応することとしております。
また、監査役補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する予定にあります。
その場合、監査役補助者の評価は監査役が行い、異動等については監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定することとします。
⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
１）取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生したとき、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不法な行為を発見したとき、その他重要な業務執行内容について、監査役会に遅滞なく報告することとしております。
また、子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制も整備しております。
上記の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを、内部監査室及び監査役会で監視する体制としております。
さらに、監査役は、いつでも必要に応じて、子会社も含めた取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるとしております。
２）事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告することとしております。

３）監査役は、社内におけるあらゆる会議に参加でき、また、社内回付のすべての「協議書」「決裁書類等」を閲覧できるとしておりますので、主要なる業務執行内容については、報告がなされる体制ができております。
⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
１）取締役及び使用人の監査役監査に対するさらなる理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めることとします。
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関しては、監査役の要請に応じて必要の都度、即時に対応することとしております。
２）代表取締役との定期的な意見交換会の開催、内部監査室及び会計監査人との連携等により適切な意思疎通をはかり、効果的な監査業務を遂行することといたします。
⑩反社会的勢力を排除するための体制
１）当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、万一、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。
２）具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等との社内連携体制を構築しております。
また、主として総務部により、外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、特防連等）との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容
上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。
しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針の実現に資する取り組みの概要

１）当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

(ⅰ)企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニーズに即応して提供していくことを基本方針としております。

具体的には、ⅰ）ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する。ⅱ）すべての事業活動において、環境保全に積極的に取り組む。ⅲ）法令の遵守を徹底するとともに、ステークホルダーのより高い満足を得ていく。の３点を掲げ、中長期的な発展・成長を実現するとともに、社会環境や安全性に十分配慮し、より一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

(ⅱ)コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取り組み

当社は、経営の透明性・健全性の確保の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題のひとつと認識しております。

経営環境や市場の変化、顧客のニーズにすばやく対応するため、迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、社外取締役、社外監査役を導入する等常に取締役会及び監査役会の透明性及び機能自体の向上に努めております。

２）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みの概要

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとしての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）について、平成26年６月27日開催の第88回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とするまたは、そのような目的であると合理的に疑われる当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為をいい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、(ⅰ)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(ⅱ)必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は平成29年６月に開催される当社第91回定時株主総会終結の時までとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hamai.com）に掲載しております。

３）具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための取り組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(ⅰ)買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、(ⅱ)当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、(ⅲ)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、(ⅳ)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、(ⅴ)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要な課題と位置づけております。

配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案したうえで、「業績・収益状況に対応した配当の実施」を目指しております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大、生産性向上のための投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術、新製品開発のため等に、有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましては、当社の成長、発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

このような方針のもと、当事業年度の年間配当金につきましては、期末配当も含め、誠に遺憾ではありますが、見送りとさせていただきます。

できるだけ早期に復配できますよう収益力の向上に努めてまいります。

今後とも株主のみなさまのご支援に報いるための配当実施を常に念頭におき、事業の発展に取り組んでまいります。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（千円未満切捨表示）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**5,898,942**	**流動負債**	**6,419,271**
現金及び預金	819,548	支払手形及び買掛金	1,471,874
受取手形及び売掛金	2,180,971	短期借入金	800,000
商品及び製品	18,562	１年内返済予定の長期借入金	3,426,818
仕掛品	2,490,634	未払法人税等	25,471
原材料及び貯蔵品	100,430	製品保証引当金	17,053
繰延税金資産	28,965	その他	678,054
その他	259,829	**固定負債**	**839,019**
固定資産	**3,167,244**	長期借入金	402,348
有形固定資産	**2,728,604**	繰延税金負債	37,470
建物及び構築物	731,657	退職給付に係る負債	367,230
機械装置及び運搬具	327,509	資産除去債務	29,630
土地	1,640,107	その他	2,340
建設仮勘定	4,931	**負債合計**	**7,258,291**
その他	24,398	**純資産の部**	
無形固定資産	**3,816**	**株主資本**	**1,676,719**
その他	3,816	**資本金**	**2,213,186**
投資その他の資産	**434,823**	**資本剰余金**	**163,000**
投資有価証券	263,502	**利益剰余金**	**△670,437**
繰延税金資産	145	**自己株式**	**△29,028**
その他	188,095	**その他の包括利益累計額**	**123,682**
貸倒引当金	△16,920	**その他有価証券評価差額金**	**111,705**
		繰延ヘッジ損益	**95**
		為替換算調整勘定	**11,881**
		少数株主持分	**7,493**
		純資産合計	**1,807,895**
資産合計	**9,066,186**	**負債及び純資産合計**	**9,066,186**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（千円未満切捨表示）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**5,549,149**
売上原価		**4,500,386**
売上総利益		**1,048,763**
販売費及び一般管理費		**873,477**
営業利益		**175,285**
営業外収益		
受取利息	284	
受取配当金	2,685	
為替差益	7,031	
不動産賃貸料	5,408	
保険解約返戻金	5,290	
物品売却益	4,904	
その他	4,814	30,419
営業外費用		
支払利息	55,268	
支払手数料	22,294	
株式交付費	6,121	
その他	2,100	85,786
経常利益		**119,919**
特別利益		
固定資産売却益	2,358	
受取保険金	23,485	25,844
特別損失		
固定資産除却損	565	
減損損失	110	676
税金等調整前当期純利益		**145,087**
法人税、住民税及び事業税	19,282	
法人税等調整額	△13,446	5,835
少数株主損益調整前当期純利益		**139,252**
少数株主利益		1,645
当期純利益		**137,606**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（千円未満切捨表示）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	2,050,186	―	△808,044	△28,754	1,213,387
当期変動額					
新株の発行	163,000	163,000	―	―	326,000
当期純利益	―	―	137,606	―	137,606
自己株式の取得	―	―	―	△274	△274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―
当期変動額合計	163,000	163,000	137,606	△274	463,332
当期末残高	2,213,186	163,000	△670,437	△29,028	1,676,719

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	50,856	△1,990	8,572	57,438	5,020	1,275,846
当期変動額						
新株の発行	―	―	―	―	―	326,000
当期純利益	―	―	―	―	―	137,606
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△274
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	60,849	2,086	3,308	66,243	2,472	68,716
当期変動額合計	60,849	2,086	3,308	66,243	2,472	532,048
当期末残高	111,705	95	11,881	123,682	7,493	1,807,895

連　結　注　記　表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで、３期連続の営業損失を計上しましたが、当連結会計年度においては、175,285千円の営業利益を計上し、黒字化を達成いたしました。

しかしながら、本格的な業績回復と黒字化した収益状況の継続性については、未だ十分に確認できる状況といえないことから、現時点では、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、当該状況を解消するために、以下の対応策を継続して実施してまいります。

１．収益性向上のための受注高及び売上高の確保

(1) 海外市場への営業部員の集中投入、新規販売代理店の開拓・連携強化

従来から展開中の海外市場への国内営業部員の振り向け策は、受注の成約増として効果が上がってきており、今後は、さらに販売機種ごとに組成した特別拡販チームを追加投入し、受注獲得に結び付けてまいります。

海外の新規販売代理店についても、販売製品のメンテナンスサービスを含めた契約を締結する販売代理店の確保を目指し、特に東南アジア地区で開拓中です。

(2) 新製品の投入による製品ラインアップの強化

当連結会計年度に新製品として開発した新型両頭フライス盤につきましては、主に海外の金属材料加工メーカーに好評で、受注は増加中であります。

また、富士機械製造株式会社との共同開発機であります新型モジュール型ホブ盤につきましても、平成28年３月期には、本格販売を始める予定です。

その他にも、自動車部品の歯車加工用に各顧客の仕様に合わせたホブ盤を開発し、販売を展開する予定であります。

(3) テクニカルサービス体制の一層の充実・強化

中国の上海現地法人のサービス要員を増強すると同時に、台湾及び東南アジア地区の主要な国々に修理・メンテナンス等のテクニカルサービスを含めた販売・テクニカルサービス代理店網を構築中であります。

これにより、海外市場での一層の販売拡大を目指してまいります。

２．財務体質の改善策の着実な実行の継続

(1) 総経費の削減

販売拡大のための各種展示会の出展費用や販売代理店への支払手数料等は、営業経費としてやむを得ない支出として許容しておりますが、出張旅費や工場の製造経費のうち、不要不急のものは、電力料等の削減も含め、常時削減に努めております。

(2) 製品ごとの売価の見直しと製品の購入部材の価格見直しについては、常時行っており、製品の適正価格の確保と原価の低減に積極的に取り組んでおります。

(3) モニタリング体制の励行

上記施策について、毎月、当社足利工場でのＰＤＣＡ会議を通じて、進捗状況のチェックを励行中です。

また、施策の見直しや徹底も同時に行っております。

資金面につきましては、平成26年９月に総額30億円のシンジケート・ローン契約を取引金融機関各行と締結済であり、十分な資金枠を確保できておりますので、資金面の懸念はありません。

しかしながら、これらの施策を現在鋭意実行中でありますが、継続的に黒字を計上し得る盤石な収益基盤の構築は、未だ途上といえます。

したがって、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　　２社

主要な連結子会社の名称

ハマイエンジニアリング株式会社

哈邁机械商貿（上海）有限公司

２．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、哈邁机械商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

３．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法　製品、仕掛品　個別法

商品、原材料　主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から５年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

①社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

②株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②重要なヘッジ会計の方法

1）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

2）ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	借入金の利息
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

3）ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4）ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	708,950千円
機械装置及び運搬具	5,253千円
土地	1,622,088千円
その他	12,400千円
計	2,348,692千円

(2) 上記に対応する債務

短　期　借　入　金	700,000千円
１年内返済予定の長期借入金	2,391,250千円
長　期　借　入　金	90,000千円
計	3,181,250千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　2,960,993千円

３．手形割引高

受取手形割引高　48,903千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	32,624,000	2,000,000	―	34,624,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加　2,000,000株

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	190,963	1,790	―	192,753

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　1,790株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

４．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、現状、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資及び長期運転資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部は、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化をはかるために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程にしたがい、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、一定金額以上の営業債権については、信用状況を毎月把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権について、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、為替相場の状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

また、当社グループは、一部の借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券（株式）については、定期的に時価を把握し、当社グループの有価証券の減損処理ルールに則り判定し、減損等の兆候があった場合は、取締役会に報告しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引運用管理規程に則り取引を行い、定期的に有効性判定を行ったうえで、その取引実績等につき四半期ごとに、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成し、手元流動性を十分確保するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち62.1％が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位:千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	819,548	819,548	―
(2) 受取手形及び売掛金	2,180,971	2,180,971	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	263,502	263,502	―
資産計	3,264,022	3,264,022	―
(1) 支払手形及び買掛金	1,471,874	1,471,874	―
(2) 短期借入金	800,000	800,000	―
(3) １年内返済予定の長期借入金	3,426,818	3,433,326	6,508
(4) 長期借入金	402,348	393,258	△9,089
負債計	6,101,040	6,098,459	△2,581
デリバティブ取引(※１)	142	142	―

(※１) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

すべて株式であり、時価は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) １年内返済予定の長期借入金及び(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた１年内返済予定の長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

（単位:千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引（売掛金）	28,864	―	(注) 142
合計			28,864	―	142

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

（単位:千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	230,000	―	(注)
合計			230,000	―	―

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位:千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	819,548	―	―	―
受取手形及び売掛金	2,180,971	―	―	―
合計	3,000,519	―	―	―

（注３）短期借入金、１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	800,000	―	―	―	―	―
1年内返済予定の長期借入金	3,426,818	―	―	―	―	―
長期借入金	―	208,068	126,100	40,560	27,620	―
合計	4,226,818	208,068	126,100	40,560	27,620	―

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　52円51銭

１株当たり当期純利益　　４円11銭

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（千円未満切捨表示）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
流動資産	**5,851,050**	**流動負債**	**6,428,742**
現金及び預金	789,775	支払手形	1,122,396
受取手形	144,654	買掛金	351,693
売掛金	2,024,566	短期借入金	800,000
商品及び製品	13,531	１年内返済予定の長期借入金	3,426,818
仕掛品	2,490,634	未払金	4,603
原材料及び貯蔵品	100,430	未払費用	200,273
前払費用	8,448	未払法人税等	25,389
繰延税金資産	28,060	前受金	59,738
その他	250,948	預り金	405,258
固定資産	**3,200,611**	製品保証引当金	17,053
有形固定資産	**2,726,124**	その他	15,516
建物	722,523	**固定負債**	**831,681**
構築物	9,134	長期借入金	402,348
機械及び装置	326,375	繰延税金負債	37,470
車両運搬具	108	退職給付引当金	359,892
工具、器具及び備品	22,943	資産除去債務	29,630
土地	1,640,107	その他	2,340
建設仮勘定	4,931	**負債合計**	**7,260,423**
無形固定資産	**3,816**	**純資産の部**	
その他	3,816	**株主資本**	**1,679,437**
投資その他の資産	**470,670**	**資本金**	**2,213,186**
投資有価証券	263,502	**資本剰余金**	**163,000**
関係会社株式	10,000	資本準備金	163,000
関係会社出資金	29,973	**利益剰余金**	**△667,719**
その他	184,114	利益準備金	61,807
貸倒引当金	△16,920	その他利益剰余金	△729,527
		繰越利益剰余金	△729,527
		自己株式	**△29,028**
		評価・換算差額等	**111,801**
		その他有価証券評価差額金	**111,705**
		繰延ヘッジ損益	**95**
		純資産合計	**1,791,239**
資産合計	**9,051,662**	**負債及び純資産合計**	**9,051,662**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（千円未満切捨表示）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		5,532,590
売上原価		4,472,456
売上総利益		1,060,134
販売費及び一般管理費		900,085
営業利益		160,048
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,940	
為替差益	9,139	
不動産賃貸料	6,008	
保険解約返戻金	5,290	
物品売却益	4,904	
その他	4,567	32,852
営業外費用		
支払利息	54,573	
支払手数料	22,294	
株式交付費	6,121	
その他	2,778	85,768
経常利益		107,132
特別利益		
固定資産売却益	2,358	
受取保険金	23,485	25,844
特別損失		
固定資産除却損	565	
減損損失	110	
関係会社出資金評価損	10,026	10,702
税引前当期純利益		122,274
法人税、住民税及び事業税	19,200	
法人税等調整額	△13,092	6,108
当期純利益		116,166

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（千円未満切捨表示）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	2,050,186	—	—	61,807	△845,693	△783,885
当期変動額						
新株の発行	163,000	163,000	163,000	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	116,166	116,166
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	163,000	163,000	163,000	—	116,166	116,166
当期末残高	2,213,186	163,000	163,000	61,807	△729,527	△667,719

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△28,754	1,237,545	50,856	△1,990	48,866	1,286,411
当期変動額						
新株の発行	—	326,000	—	—	—	326,000
当期純利益	—	116,166	—	—	—	116,166
自己株式の取得	△274	△274	—	—	—	△274
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	—	—	60,849	2,086	62,935	62,935
当期変動額合計	△274	441,891	60,849	2,086	62,935	504,827
当期末残高	△29,028	1,679,437	111,705	95	111,801	1,791,239

個 別 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで、３期連続の営業損失を計上しましたが、当事業年度においては、160,048千円の営業利益を計上し、黒字化を達成いたしました。

しかしながら、本格的な業績回復と黒字化した収益状況の継続性については、未だ十分に確認できる状況といえないことから、現時点では、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

当社は、当該状況を解消するために、以下の対応策を継続して実施してまいります。

１．収益性向上のための受注高及び売上高の確保

(1) 海外市場への営業部員の集中投入、新規販売代理店の開拓・連携強化

従来から展開中の海外市場への国内営業部員の振り向け策は、受注の成約増として効果が上がってきており、今後は、さらに販売機種ごとに組成した特別拡販チームを追加投入し、受注獲得に結び付けてまいります。

海外の新規販売代理店についても、販売製品のメンテナンスサービスを含めた契約を締結する販売代理店の確保を目指し、特に東南アジア地区で開拓中です。

(2) 新製品の投入による製品ラインアップの強化

当事業年度に新製品として開発した新型両頭フライス盤につきましては、主に海外の金属材料加工メーカーに好評で、受注は増加中であります。

また、富士機械製造株式会社との共同開発機であります新型モジュール型ホブ盤につきましても、平成28年３月期には、本格販売を始める予定です。

その他にも、自動車部品の歯車加工用に各顧客の仕様に合わせたホブ盤を開発し、販売を展開する予定であります。

(3) テクニカルサービス体制の一層の充実・強化

中国の上海現地法人のサービス要員を増強すると同時に、台湾及び東南アジア地区の主要な国々に修理・メンテナンス等のテクニカルサービスを含めた販売・テクニカルサービス代理店網を構築中であります。

これにより、海外市場での一層の販売拡大を目指してまいります。

２．財務体質の改善策の着実な実行の継続

(1) 総経費の削減

販売拡大のための各種展示会の出展費用や販売代理店への支払手数料等は、営業経費としてやむを得ない支出として許容しておりますが、出張旅費や工場の製造経費のうち、不要不急のものは、電力料等の削減も含め、常時削減に努めております。

(2) 製品ごとの売価の見直しと製品の購入部材の価格見直しについては、常時行っており、製品の適正価格の確保と原価の低減に積極的に取り組んでおります。

(3) モニタリング体制の励行

上記施策について、毎月、当社足利工場でのＰＤＣＡ会議を通じて、進捗状況のチェックを励行中です。

また、施策の見直しや徹底も同時に行っております。

資金面につきましては、平成26年９月に総額30億円のシンジケート・ローン契約を取引金融機関各行と締結済であり、十分な資金枠を確保できておりますので、資金面の懸念はありません。

しかしながら、これらの施策を現在鋭意実行中でありますが、継続的に黒字を計上し得る盤石な収益基盤の構築は、未だ途上といえます。

したがって、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法　製品、仕掛品　個別法

商品、原材料　先入先出法

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法によっております。

なお、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から５年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（２～５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(4) 長期前払費用
定額法によっております。

5．引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 製品保証引当金
製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。
(3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
なお、当事業年度末における年金資産残高はありません。
また、退職給付債務については簡便法により算定しております。

6．繰延資産の処理方法
(1) 社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
(2) 株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

7．ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	借入金の利息
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

8．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「支払手数料」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物	708,950千円
機械及び装置	5,253千円
土地	1,622,088千円
その他	12,400千円
計	2,348,692千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	700,000千円
1年内返済予定の長期借入金	2,391,250千円
長期借入金	90,000千円
計	3,181,250千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　2,959,110千円

3．手形割引高

受取手形割引高	48,903千円

4．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	12,442千円
短期金銭債務	37,719千円

損 益 計 算 書 に 関 す る 注 記

関係会社との取引高

売上高	20,125千円
仕入高	234,718千円
営業取引以外の取引高	600千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	190,963	1,790	―	192,753

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加　　1,790株

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
たな卸評価損	67,912千円
未払賞与	19,567千円
製品保証引当金	5,596千円
退職給付引当金	115,753千円
減損損失	216,947千円
繰越欠損金	367,720千円
その他	39,085千円
繰延税金資産計	832,584千円
評価性引当額	△788,393千円
繰延税金資産合計	44,191千円
（繰延税金負債）	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,160千円
その他有価証券評価差額金	△51,393千円
その他	△46千円
繰延税金負債合計	△53,601千円
繰延税金負債の純額	△9,409千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4％から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.8％、平成28年４月１日以降のものについては32.1％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産が3,433千円、繰延税金負債が5,523千円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が3,219千円、その他有価証券評価差額金が5,306千円、繰延ヘッジ損益が３千円それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

当事業年度において新たな所有権移転外ファイナンス・リース取引は発生しておりません。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング･リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年以内	1,290千円
１年超	1,075千円
合計	2,365千円

関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金または出資金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	武藤　公明	—	—	当社取締役社長 哈邁机械商貿（上海）有限公司董事長 ㈱KMエンタプライズ取締役	（被所有）直接2.7 間接0.2	当社銀行借入に対する債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	166,676	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．当社は、銀行借入に対して当社取締役社長武藤公明より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　52円２銭

１株当たり当期純利益　　３円47銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

浜井産業株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　原　　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　口　俊　夫　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度まで、３期連続の営業損失を計上したものの、当連結会計年度においては175,285千円の営業利益を計上することができた。

しかし、本格的な業績の回復には至っていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

浜井産業株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤　原　　明　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山　口　俊　夫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、浜井産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度まで、３期連続の営業損失を計上したものの、当事業年度においては160,048千円の営業利益を計上することができた。

しかし、本格的な業績の回復には至っていないことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

浜井産業株式会社　監査役会

常勤社外監査役　野　島　忠　幸　㊞
社外監査役　寒　竹　　昇　㊞
社外監査役　湯　澤　一　郎　㊞
監　査　役　清　川　敬　久　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	武藤公明（むとうこうめい） （昭和45年７月29日生）	平成16年２月　株式会社ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成18年１月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　国際業務部調査役 平成18年４月　同行退社 平成18年５月　当社入社内部監査室部長 平成18年６月　当社取締役社長付部長 平成21年６月　当社常務取締役営業・企画担当 平成22年６月　当社専務取締役 平成23年４月　当社代表取締役社長 平成25年６月　当社代表取締役社長兼営業本部長 平成26年６月　当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 哈邁机械商貿（上海）有限公司　董事長	938,750株
2	山畑喜義（やまはたきよし） （昭和30年11月16日生）	昭和53年４月　株式会社富士銀行入行 平成14年７月　株式会社みずほ銀行　審査第二部審査役 平成17年５月　当社経理部長 平成17年６月　当社取締役経理部長 平成18年５月　当社常務取締役経理部長 平成19年３月　株式会社みずほ銀行退社 平成24年４月　当社常務取締役管理担当兼経理部長 平成25年６月　当社取締役管理担当兼経理部長 現在に至る	9,000株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	徳永正登 （とくながまさと） （昭和24年１月19日生）	昭和42年３月　当社入社 平成18年４月　当社足利工場長 平成18年６月　当社取締役足利工場長 平成23年６月　当社常務取締役足利工場長 平成25年６月　当社取締役足利工場長 現在に至る	4,000株
4	政木道夫 （まさきみちお） （昭和36年２月20日生）	昭和62年４月　司法修習生（41期） 平成元年４月　司法修習修了 東京地方検察庁検事 平成２年４月　山形地方検察庁検事 平成４年３月　新潟地方検察庁長岡支部検事 平成６年４月　東京地方検察庁検事 平成７年４月　横浜地方検察庁検事 平成８年４月　東京地方裁判所裁判官 平成11年４月　東京地方検察庁検事 平成15年４月　名古屋地方検察庁検事 平成15年７月　前橋地方検察庁高崎支部長 平成16年３月　検察官退官 平成16年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会） シティユーワ法律事務所所属弁護士 平成25年６月　当社取締役 現在に至る	0株

（注）1.　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　政木道夫氏は社外取締役候補者であります。

なお、当社の顧問弁護士のシティユーワ法律事務所の出身であるため、株式会社東京証券取引所に対して独立役員の届出を行っておりません。

3.　政木道夫氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって当社の経営の監視を遂行するのに適任であります。

そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監視機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4. 政木道夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
5. 政木道夫氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者等ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者等であったこともありません。
6. 政木道夫氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。
7. 政木道夫氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
8. 当社と政木道夫氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。
   当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
   なお、本議案が承認可決され、政木道夫氏が再選された場合、引き続き、契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役寒竹　昇氏及び監査役湯澤一郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役１名の減員は、コーポレート・ガバナンスの低下をきたすおそれはないものと考えております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
湯澤　一郎（ゆざわ　いちろう） （昭和19年１月25日生）	昭和37年４月　明治機械株式会社入社 平成５年10月　同社管理部長 平成７年６月　同社取締役 平成８年２月　株式会社テクノ河原取締役 平成９年６月　明治機械株式会社代表取締役社長 平成25年６月　当社監査役 現在に至る	0株

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 湯澤一郎氏は社外監査役候補者であります。
   なお、本議案が承認可決され、湯澤一郎氏が再選された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。

3. 湯澤一郎氏は、明治機械株式会社の元取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、企業全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役候補者といたしました。
上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 湯澤一郎氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
5. 湯澤一郎氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者等ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者等であったこともありません。
6. 湯澤一郎氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。
7. 湯澤一郎氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
8. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。
当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
なお、本議案が承認可決され、湯澤一郎氏が再選された場合、契約を締結する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
寒竹（かんたけ）　昇（のぼる） （昭和13年６月16日生）	平成５年７月　センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 平成７年10月　同法人代表社員 平成14年６月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）退社 平成14年７月　寒竹税務会計事務所所長 平成19年６月　当社監査役 現在に至る	0株

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寒竹　昇氏は補欠の社外監査役候補者であります。
なお、本議案が承認可決され、寒竹　昇氏が選任され、就任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
3. 寒竹　昇氏は、８年間にわたり当社社外監査役として公認会計士・税理士としてのこれまでの永年にわたる財務経理に関する知識、経験を当社の監査に反映し、適切に職務を遂行していただきましたので、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 寒竹　昇氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって８年となります。
5. 寒竹　昇氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者等ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者等であったこともありません。
6. 寒竹　昇氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。
7. 寒竹　昇氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
8. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。
当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。
なお、本議案が承認可決され、寒竹　昇氏が選任され、就任された場合、契約を締結する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会会場ご案内図

会場　東京都品川区西五反田五丁目５番15号
当社本店２階会議室
電話　(03)3491-0131（代表）

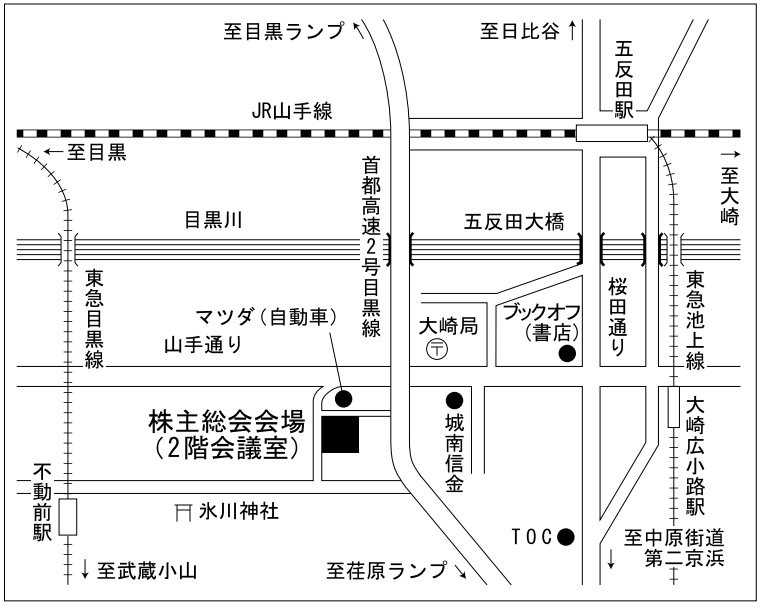

- 五反田駅＜JR山手線・都営浅草線＞より徒歩にて約10分です。
- 大崎広小路駅＜東急池上線＞より徒歩にて約７分です。
- 不動前駅＜東急目黒線＞より徒歩にて約５分です。